

チームの登録等に関する規程 新旧対照表

変更案（新）	現行規程（旧）	改正の趣旨
<p>※条文削除に伴う条番号の繰上げのみの変更の記載は省略する</p> <p><変更> （チームの種別について）</p> <p>第4条 <u>（11）その他 前各号のいずれのチームに所属しない選手であり、日本協会が承認したもによって構成されたチーム。</u></p> <p><追記> 第4条 <u>6 Chief Development Officer は、本条第1項第11号に定めるチームの登録に関する必要な事項を、ガイドライン、内規、その他規則として定めることができる。</u></p>	<p>（チームの種別について）</p> <p>第4条 <u>（11）日本協会チーム 前各号のいずれのチームに所属しない選手であり、日本協会と直接契約する選手によって構成されたチーム。</u></p>	<p>現行のチーム種別に収まらないケースでの登録受入を可能となるように修正</p> <p>上記受入に関するルール策定のために追記</p>

選手の移籍に関する規程 新旧対照表

変更案（新）	現行規程（旧）	改正の趣旨
<p>※条文削除に伴う条番号の繰上げのみの変更の記載は省略する</p> <p>（目的） 第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）に<u>登録するチーム間の</u>選手の移籍に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>※以下は追加。以降の条番号変更の記載は省きます。</p> <p><u>（定義）</u> <u>第2条 本規程において、移籍とは、同一年度（毎年4月1日から、翌年3月31日まで）内に所属するチームを変更すること（複数登録時の主チームの変更を含む）をいう。</u></p> <p>（社会人チームの選手の移籍） 第3条 社会人チーム（JAPAN RUGBY LEAGUE ONE に所属するチームを除く。）の選手として登録されている選手（外国人選手を含む。）が<u>他のチームに移籍するとき</u>は、<u>現在所属するチームが、選手がチームを離籍する旨の登録手続を行い、日本協会、チームが所属する支部協会及び都道府県協会からチームの移籍に関する承認を得なければならない</u>ただし、当該移籍が所属チームの解散、チームを保有する会社の倒産その他選手の責に帰すことのできない事由による場合には、現在所属するチー</p>	<p>（目的） 第1条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）に<u>加盟するチームの</u>選手の移籍に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（社会人チームの選手の移籍） 第2条 社会人チーム（JAPAN RUGBY LEAGUE ONE に所属するチームを除く。）の選手として登録されている選手（外国人選手を含む。）が<u>他のチームに移籍して試合に出場するには、所属チームを離籍する旨の日本協会への登録手続を完了し、所属チームから選手離籍証明書を取得した上、日本協会にチーム移籍に係る承認を得なければならない</u>。ただし、<u>所属チームの離籍登録から1年以上を経過している場合、又は当該移籍が所属チームの解散、チームを保有する会社の倒産その他選手の責に</u></p>	<p>「加盟」を「登録」に置換</p> <p>定義を明確にする（複数登録の主チーム変更を含む点など）ために、独立して記載</p> <p>従来の書面による手続きから、オンラインでの手続きに変更となるため、「選手離籍証明書」を削除し、全体を整理した形に修正</p>

ムによる登録手続を要しない。

※2 項は追加

2 前項に定める移籍が複数登録時の主チームの変更に当たるときは、副チームが、主チームを変更する旨の登録手続を行い、主チームの変更に関する日本協会、チームが所属する支部協会、都道府県協会及び主チームの承認を得なければならない。ただし、当該主チームの変更が主チームの解散、チームを保有する会社の倒産その他選手の責に帰すことのできない事由による場合には、主チームによる承認を要しない。

2 項（右記内容）は削除

帰すことのできない事由により、移籍が行われた場合はこの限りでない。

2 移籍選手が出場しようとする大会又は試合において、出場選手の資格に関して前項と異なる定めがあるときは、当該定めが前項の規定に優先する。

システム操作に沿った手続きを明文化

「チーム登録等に関する規程」の 2 条 2 項にて記載済み、重複のため削除

<p>(一般クラブチームの選手の移籍)</p> <p><u>第4条 一般クラブチーム (JAPAN RUGBY LEAGUE ONE に所属するチームを除く。) の選手として登録されている18歳以上 (高校生、高専生は除く) の選手が、当該年度中に他のチームに移籍するときは、前条の規定を準用する。</u></p>	<p>(クラブチームの選手の移籍)</p> <p><u>第3条 クラブチームの選手として登録されている選手が、当該年度中に他のチームに移籍して試合に出場しようとするときは、前条の規定を準用する。この場合、「選手離籍証明書」は「移籍証明書」に、「離籍登録から1年以上を経過している場合」は「離籍登録をした年度が終了した場合」に、それぞれ読み替える。</u></p>	<p>従来の書面による手続きから、オンラインでの手続きに変更となるため、「離籍証明書」関連部分を削除し、全体を整理した形に修正</p>
<p>(学生チームの選手の移籍)</p> <p>第5条 一般社団法人リーグワンが定める「選手契約および登録に関する規程」<u>第12条(6)</u>が適用される場合はこの限りでない。</p>	<p>(学生チームの選手の移籍)</p> <p>第4条 一般社団法人リーグワンが定める「選手契約および登録に関する規程」<u>第11条(6)</u>が適用される場合はこの限りでない。</p>	<p>項番の変更および、リーグワン規程の条文番号の変更にあわせて修正</p>
<p>第5条は削除</p>	<p>(日本協会登録選手の外国移籍)</p> <p>第5条 日本協会に選手登録されている選手が海外の協会に登録されようとするときは、所定の書式により日本協会に対して海外移動許可の申請をしなければならない。</p> <p>2 前項の申請を受けた日本協会は、担当委員会においてこれを審査し、次に掲げる不許可事由がないと認めるときは、理事会の承認に基づき移動許可 Clearance を発行し、移籍先のチーム又は当該チームを管轄する外国協会に送付する。</p> <p>(1) 所属チームからの登録抹消手続きがなされていない</p>	<p>別規程 (チーム登録等に関する規程) にて記載済み。重複内容なので削除</p>

<p>※追加</p> <p><u>(支部協会及び都道府県協会による移籍の制約)</u> <u>第7条 支部協会及び都道府県協会は、所属するチーム間の選手の移籍について、特別の制約を設けることができる。ただし、選手がラグビーをプレーする機会を不当に妨げることのないよう、合理的な配慮をするように努めなければならない。</u></p>	<p>とき</p> <p>(2) 当該選手が所属クラブ、企業、又は日本協会との間の契約上の義務を完全に履行していないとき、又は義務の履行の有無につき紛争が生じているとき</p> <p>(3) 当該選手が、日本協会又は三支部協会の規律上の理由により試合への出場停止期間中であるとき</p>	<p>支部協会及び都道府県協会が独自に移籍に関する取り決めに運用する際の対応として記載</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------